



Tax & Legal Newsletter

2021 年 12 月

※本ニュースレターは、英文ニュースレターの翻訳版です。
日本語訳と[原文](#)（英文）に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

タイ歳入局長官が他国との税務情報交換の管轄の役割を担う

2021 年 11 月 7 日付タイ歳入法改正法令（第 54 号）に基づき、タイが他国と締結している、又は将来締結する二重課税の回避及び脱税の防止に関する条約に基づく国際義務を遵守するため、タイ歳入局長官が他の締結国の当局と職務上得られた情報を交換する権限を有することが規定されました。

中小企業によるコンピュータソフトウェアへの投資に対する追加税額控除措置

2021 年 11 月 7 日付勅令第 725 号に基づき、当該会計期間の末日における払込済資本金が 500 万バーツを超えず、会計期間中の物品の販売及びサービスの提供による総収入が 3,000 万バーツを超えない企業又は法人パートナーシップは、コンピュータソフトウェアの取得・開発のために発生した投資支出、又はデジタル経済推進庁登録済のコンピュータソフトウェアの販売者、開発者若しくはサービス提供者に支払ったサービス料金に対して 100%の追加税金控除（すなわち合計 200%の控除）を受けることができると規定されました。実際に支払った金額と同額に対して、この控除を適用することができるが、10 万バーツを超えてはならないと規定されました。この追加控除は、タイ歳入局長官が定める規則、手続、及び条件に基づき、2021 年 1 月 1 日以降 2022 年 12 月 31 日までに開始する会計年度から適用されます。

タイ南部の経済開発特区に所在する事業者を支援するための優遇税制の適用期間の延長

タイ政府は、ナラティワート県、パタニ県、ヤラ県、ソンクラーク県（ジャナ地区、テファ地区、ナタウィ地区、サバヨイ地区のみ）、サトゥーン県の経済開発特区（SPECIAL ECONOMIC ZONES：以下「SEZ」）に立地する事業者に対し、特定の免税及び減税の期間と、その他の特定の優遇税制措置を 2021 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日まで追加で 3 年延長すると発表しました。2021 年 11 月に発行された複数の勅令（第 727 号、第 728 号、第 729 号、第 730 号、第 731 号）は、様々な奨励措置の延長を規定しています。

この勅令の主要施策の概要は、以下のとおりです。

勅令第 727 号

- SEZ 内に事業所を有す個人の個人所得税が軽減された。このような個人は、歳入法第 40 条 7 項及び 8 項（労働契約から生じる一定の所得及び事業、商業等から生じる一定の所得に関するもの）に基づく評価対象所得について、通常の税額計算に含めることなく、0.1%の最終税額を選択することが可能である。
- SEZ 内に事業所を有す企業や法人組合が、SEZ 内で製造、販売若しくは提供したサービスから稼得した所得に対する法人所得税の軽減措置が存在する。この税率は、法定法人所得税である 20%から、純利益に対して 3%に引き下げられた。
- SEZ 内に所在する不動産売却による所得に対して源泉徴収される個人所得税の税率が、総収入の 0.1%に引き下げられた。
- SEZ 内の不動産が事業目的又は収益目的のために売却された場合に適用される特定事業税の税率は、総収入の 0.1%に引き下げられた。

勅令第 728 号

SEZ 内に事業所を有す個人、会社、若しくはパートナーシップは、SEZ 内にある事業所の CCTV の購入・設置にかかった費用に対して、100%の追加税額控除（つまり合計 200%の控除）を受けることができる。

勅令第 729 号

SEZ 内に事業所を有す企業又はパートナーシップは、SEZ 内での商品の生産、販売又はサービスの提供に関連する資産の投資、追加、変更、拡張、改良（当該資産を現状維持するための修繕は除く）にかかった費用に対して、100%の追加税控除（すなわち合計 200%の控除）を受けることができる。

勅令第 730 号

2021 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日までに設立され、会計期間末日現在の払込資本金が 500 万バーツを超えず、会計期間中の物品販売及びサービス提供による収入が 3000 万バーツを超えない企業又はパートナーシップは、5 会計期間にわたって法人所得税が免除される。この免税措置は、SEZ 内に所在する適格な対象産業に対してのみ適用される。

勅令第 731 号

- SEZ 内に事業所を有す企業若しくはパートナーシップから歳入法第 40 条第 1 項に基づき評価される給与所得を稼得している個人は、当該給与所得を通常の税額計算に含めず、3%の税率を適用して個人所得税を支払うことを選択することができる。
- SEZ 内に事業所を有さない企業又はパートナーシップは、株式又はパートナーシップ持分への投資（増資又は事業体設立のための投資）及び SEZ 内に事業所を有す企業又はパートナーシップの設立のための投資に関する支出について、100%の追加税控除（すなわち合計 200%の控除）を受けることができる。このような投資は、タイ国歳入局長官が定める規則、手続、条件に基づき、SEZ 内の事業に適用されなければならない。

平等教育基金（Equitable Education Fund）に寄附した場合に受けられる追加税額控除

2021 年 11 月 7 日付の勅令 732 号（2021 年 6 月 29 日にタイ内閣が勅令案を承認したことを受けて）に基づき、個人、企業又はパートナーシップは、2021 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日まで、平等教育基金（Equitable Education Fund：以下「EEF」）への電子献金（e-Donation）システムを通じて行った寄附に対して、個人又は法人所得税の追加控除が受けられると規定しています。この勅令の主な規定は、下記のとおりです。

- 個人の場合、EEF に寄附した金額の 200%の控除（二重控除）が認められる。ただし、教育省が承認したプロジェクトを支援するために行われた寄附と合算した場合、控除可能な寄附の合計は個人の課税所得（つまり、評価可能な所得から適用される全ての手当や控除を差し引いたもの）の 10%を超えることはできない。
- 企業又はパートナーシップの場合、EEF への寄附は二倍控除が認められる。ただし、教育省が認可したプロジェクトを支援するために行われた寄附と合算した場合、控除可能な寄附の合計額は、タイ歳入法第 65 条第 2 項 (3) の (b) に基づき、公益事業又は公益、教育、スポーツを支援するために行われた寄附の控除前の企業の課税所得の 10%を超えることはできない。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）抗原迅速検査キット購入に関する追加税額控除

2021 年 11 月 7 日付勅令第 733 号に基づき、2021 年 9 月 14 日から 2022 年 3 月 31 日までの間、企業又はパートナーシップが自社の従業員のために COVID-19 抗原迅速検査キット及び COVID-19 検査溶液を購入した場合、その費用に対して、50%の追加税控除（すなわち合計 150%の控除）が受けられると規定しています。

不動産収用に伴う補償金に関する特定事業税と印紙税の免税措置

2021 年 11 月 7 日付勅令第 736 号に基づき、2019 年 5 月 30 日以降、不動産の収用及び取得に関する法律の規定に基づいて受け取る補償金に関する法人に対する特定事業税の免除、及び不動産の収用に関する印紙税の免除が規定されています。

VAT 目的の不良債権の償却に関する基準値の引き上げ

2021 年 11 月 15 日に発行された VAT に関するタイ国歳入局長官通達第 242 号に基づき、VAT に関するタイ国歳入局長官の以前の通知 (No.85) を修正し、VAT 目的の不良債権の償却に関する閾値を引き上げたものです。この引上げは、2021 年 4 月 29 日に発行された閣僚規則 (No.374) によって行われた、タイ国歳入法に基づく貸倒償却条件の閾値の引上げと同様に、現在の経済環境をより正確に反映させるためのものです。この新通達は、2021 年 12 月 1 日以降に償却される不良債権に適用されます。この新通達の主要な規定の概要は、以下のとおりです。

- この通達の第 3 項に基づいて償却される不良債権の基準が、50 万バーツ超の債務から 200 万バーツ超の債務に引き上げられた。
- この通達の第 4 条に基づき償却される不良債権の基準は、50 万バーツを超えない債務から 200 万バーツを超えない債務に引き上げられた。
- この通達の第 5 項に基づき償却される不良債権の基準は、100,000 バーツを超えない債務から 200,000 バーツを超えない債務に引き上げられた。

また、この通達により、タイ国歳入局長官が定める規則、手続、条件に基づき、タイ国外の裁判所が下した判決や命令を、タイで償却された不良債権の証拠として考慮することができるものと規定されました。

問い合わせ

本ニュースレターに関するご意見・ご質問等がございましたら、以下の担当者又は [Thailand Tax & Legal team](#) までお気軽にご連絡ください。

Anthony Visate Loh
International Tax & Legal
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40112
Email: aloh@deloitte.com

Mark Kuratana
Global Employer Services
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40125
Email: mkuratana@deloitte.com

Alisa Arechawapongsawat
Transfer Pricing
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40171
Email: aarechawapongsawat@deloitte.com

Nu To Van
Indirect Tax (Customs & VAT)
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40163
Email: ntovan@deloitte.com

Chairak Trakhulmontri
Transfer Pricing
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40157
Email: ctrakhulmontri@deloitte.com

Stuart Simons
Transfer Pricing
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40135
Email: ssimons@deloitte.com

Darika Soponawat
Business Tax (Tax Compliance)
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40115
Email: dsoponawat@deloitte.com

Thirapa Glinsukon
Business Tax (Tax Compliance)
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40159
Email: tglinsukon@deloitte.com

Dr. Kancharat Thaidamri
Transfer Pricing
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40118
Email: kthaidamri@deloitte.com

Wanna Suteerapornchai
Business Tax (M&A)
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40144
Email: wsuteerapornchai@deloitte.com

Korneeka Koonachoak
Business Tax (Value Chain Alignment)
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40122
Email: kkoonachoak@deloitte.com



Dbriefs

A series of live, on-demand and interactive webcasts focusing on topical tax issues for business executives.



Power of With

Focus on the power humans have with machines.



Tax@hand

Latest global and regional tax news, information, and resources.

[Get in touch](#)



Deloitte Thailand | Add as safe sender

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Thailand

In Thailand, services are provided by Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd. and its subsidiaries and affiliates.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organisation”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.

© 2021 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Advisory Co., Ltd.